

大阪市水道局告示第71号

次の金融機関について、大阪市水道局収納取扱金融機関の指定取消しの決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月10日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	取消年月日
株式会社名古屋銀行	令和8年4月1日

（水道局総務部経理課）